

意見陳述

原告 名 和 豊 春

弁論の更新に当たり、私が本訴訟に求めていることを述べさせていただきます。

私は、この裁判で、昨年6月30日に文部科学大臣が行った総長解任処分を取り消してもらうとともに、その審理をとおして、北大が密室の中で手続きを進め、今なお、私に対しても、北大教職員に対しても明らかにしない解任手続の真相を明らかにしたいと考えています。

私は、2016年12月に行われた、次期総長候補者に対する北大教職員による意向投票で1位になり、総長選考会議の選考を経て、文部科学大臣から任命され、2017年4月に第19代総長に就任しました。任期は6年で、2023年3月まででした。

ところが、就任から1年半後の2018年9月29日、総長選考会議議長と議長代行が、北大の顧問弁護士と一緒に、総長室を訪れました。

そして、顧問弁護士が、私に、「パワハラに関する公益通報がある。自分が阻止している」と述べ、すぐに総長を辞めるよう迫ったのです。同席した総長選考会議議長及び議長代行は、パワハラの録音テープが存在すると言って、私の辞任を求めました。

本件の総長解任劇はここから始まりました。

昨年の6月30日の解任後、顧問弁護士が言ったことは本当なのかと

思い、同年9月、私は個人情報開示請求をしました。すると、私に関する公益通報は存在しませんでした。ハラスメントについては、「あるともないとも答えない」という非開示決定でした。納得いかない私は裁判を起こしました。すると、北大は一転してその決定を取り消し、公益通報と同様に、存在しないことを認めました。これにより、総長選考会議議長と議長代行、顧問弁護士は、私に嘘を言って辞任を迫ったことが明らかになりました。

話を初めに戻します。

パワハラに身に覚えがない私は、辞任要求を拒否しました。すると、総長選考会議は、2018年11月、調査委員会を設置しましたが、「学外の有識者を含む委員で組織する」という規程に反して、3名とも学外の弁護士で、しかも、どういう意味の「有識者」かも分からない人たちでした。

この点に疑問を持ったジャーナリストが、調査委員会の委員選考に関する法人文書開示請求をしました。その結果は、「総長選考会議議長により決定したことから、選考経緯を明らかにする文書は存在せず」という理由で開示できないというものでした。

私は驚きました。北大の規程は、調査委員会は総長選考会議が設置し、委員も選考会議で承認する定めになっています。委員は、「議長により決定」するものではありません。

また、委員がいかなる「有識者」であるかの資料も、委員の選考に当たって他の者の選択肢も考えるための（通常、予定数より多い）候補者リストも、総長選考会議にはなかったようです。さらに、総長選考会議と委員との間における委嘱状や受諾書もないようです。

私は、このような不当ともいえる手続きで設置された調査委員会の委員と、一度も、会うことも、事情聴取されることもありませんでした。

振り返ってみますと、私が総長に就任して半年を過ぎた頃から、総長室や総長車の中で秘密裏のうち会話を録音する等、意識的に証拠作りを行っていました。そして、資料を秘匿して私に開示しませんでした。また、調査委員会が設置されて以降、北大は、厳しい「かん口令」を敷き、私は学内の構成員の方々に十分な情報を伝えることが出来ませんでした。

こうして、大学運営の中心的な機関である役員会、教育研究評議会、経営協議会、監事は沈黙を余儀なくされ、私を民主的な手続きで学長に選出した大学構成員が、本解任劇について、何ら具体的な情報を得ることなく、その結果、意見を述べたり、議論したりする機会を全く奪われた中で、私の解任が強行されました。

そもそも、解任という個人の身分に関する重要事項を審議するには、十分関係情報を公開し、反論の機会を保障し、予断を持つことなく、審議を尽くして、結論を得るものではないでしょうか。

私に、虚偽の事実を言って解任を迫った総長選考会議議長が、調査委員会の委員を選任し、そこから同議長が思い描いた調査報告書が出されてくるといふのは、中立、公平で、適法な手続と言えるでしょうか。

このような中で、私の総長解任に疑問を持ち、あるいは関心を持たれた北大関係者や市民の方々が、私を励ましてくれ、その支援に支えられて、裁判に向かう決意をしました。

裁判官には、賢明なご判断をお願い申し上げ、私の陳述といたします。

以上